

# 平成30年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成30年7月24日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時36分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

## 【出席委員】

教育長 渡邊 直美

委員 前田 博明

委員 中村 香

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 小原 良

委員 高橋 美里

## 【出席職員】

教育次長 小椋 信也

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 野本 宏一

総務部担当部長 杉本 眞智子

教育環境整備推進室長 古内 久

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 金子 浩美

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 森 有作

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

教育環境整備推進室担当課長 松井 雅樹

教育環境整備推進室担当係長 野崎 智一

教育環境整備推進室課長補佐 柴原 悟

こども未来局青少年支援室担当課長 柿森 篤実

こども未来局青少年支援室担当係長 岡本 健二

生涯学習推進課長 大島 直樹

文化財課長 服部 隆博

文化財課担当係長 栗田 一生

庶務課課長補佐 武田 充功

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

## 【署名人】

委員 前田 博明

委員 小原 良

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりでございますが、議事の都合上、順番を入れかえさせていただきますので、御了承願います。

## 2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から15時50分までといたします。

## 3 会議録の承認

【渡邊教育長】

5月の定例会及び6月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それではそのようにいたします。

## 4 傍聴（傍聴者 3名）

【渡邊教育長】

次に傍聴でございます。本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

**【渡邊教育長】**

それでは、異議なしとして傍聴を許可します

## 5 非公開案件

**【渡邊教育長】**

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.6は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利、利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、議案第25号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事確保に支障を及ぼすおそれがあるため、この案件を非公開とすることでのよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【渡邊教育長】**

それでは、異議なしとして、そのように決定いたします。

なお、議案第25号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

## 6 署名人

**【渡邊教育長】**

次に署名人でございます。本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

前田委員と小原委員をお願いいたします。

## 7 陳情審議

**陳情第1号 「ICタグを利用した登下校メール送信システム機器の設置に伴う教育財産管理上の手続き」に係る要望について**

**【渡邊教育長】**

それでは、最初に陳情審議に入ります。

「陳情第1号 『ICタグを利用した登下校メール送信システム機器の設置に伴う教育財産管理上の手続き』に係る要望について」、これにつきまして審議いたします。

7月3日の教育委員会臨時会の際に、意見陳述について認め、その時間を10分程度と定めま

したが、陳情者の方が急用のため出席できない旨の連絡がございましたので、意見陳述は行わないことといたします。

それでははじめに、まず事務局からの説明をお願いいたします。

#### 【瀬川庶務課担当課長】

それでは私から、これまでの陳情の経過について御説明いたしますので、陳情第1号、資料1をごらんください。

平成29年9月7日に1回目の陳情が提出されました。件名は、「川崎市内の特定の小学校に設置された、いわゆる『登下校メール配信システム』の運用に際して生じる電気代の取り扱いなどについて」でございます。

要旨としましては、資料に記載の4項目、「1 新城小学区等が、『児童通過の電子メールを配信するシステム』を導入していることについて、本市教育委員会は承知しているか。」、「2 『児童通過の電子メールを配信するシステム』の電気代を公費で負担することは適法か、根拠規定を明示してほしい。」、「3 新城小学校等に設置されている『児童通過の電子メールを配信するシステム』の提供事業者は、東急セキュリティであるが、本市教育委員会は、当該1社のみ 서비스에認めているのか。」、「4 新城小学校等が、当該1社のみ便宜を図ることとなった経緯とその理由及び入札、公募などの手続きを経ずに民間事業者に事業を行わせても違法ではない根拠を明らかにしてほしい。」、以上の4項目について本市教育委員会の回答を求めました。

9月26日の教育委員会臨時会にて報告し、「川崎市教育委員会請願等取扱要綱」に基づき、審議は行わず、事務局にて調査を行った上で、陳情者に回答を送付することに決定いたしました。

12月28日付け文書で、教育委員会事務局から陳情者に「陳情について（回答）」を送付いたしました。その要旨としましては、本件システムはPTAと事業者が任意に協定を締結し、校長の承諾のもとに本件システムに係る設備が学校施設に設置され、稼働に必要な電力については学校施設において使用する電力を使用していることを確認し、教育委員会事務局としては次のように認識している。

1つ目の白丸ですが、設備を学校施設に設置することは教育財産の使用にあたるため、「川崎市教育財産管理規則」に則った手続きが必要であること。

2つ目の白丸ですが、「川崎市教育財産管理規則」第20条に基づき、使用者が電気料金を負担する必要があること。

2ページ目にまいりまして、3つ目の白丸ですが、本件システムに係る事業者については、PTAが選定したものであって、本市とは契約関係にないこと。

総括としまして、教育委員会事務局としては、PTAが本件システムの導入を希望する場合は、PTA活動を支援する立場から、「川崎市教育財産管理規則」に則った適正な手続を前提として、本件システムの導入を妨げる理由はないと考えていると回答しております。

続きまして、平成29年10月27日に2回目の陳情が提出されました。件名は、「『登下校メール配信システム』の導入について」でございます。要旨としましては、新城小学校等が導入している「登下校メール配信システム」について、本市教育委員会が主体となって新城小学校等以外の小学校にも導入してほしいというものでございました。

1 1月14日の教育委員会臨時会にて報告し、陳情の取扱いについて、今後審議することに決定いたしました。

3月29日の教育委員会臨時会にて審議し、審議の結果、不採択に決定いたしました。

理由の要旨としましては、1点目ですが、当該システムは各家庭が個別に有償契約を結ぶ必要があり、その契約金額は全家庭が支出できるとは言い難い金額であり、試用期間中の利用率もそれほど高くないこと。

2点目ですが、当該システム導入によって安心が得られたとしても、安全を確保できるとは言い切れないこと。

3点目ですが、教育委員会としては、地域の方々の見守りなどの安全確保体制の構築が重要であると考えていること。

4点目ですが、公教育の立場で当該システムの導入を主導することは適当ではないが、PTAが「川崎市教育財産管理規則」に則った適正な手続を前提として独自に導入することは妨げないこと。

以上の4点でございました。

「これまでの陳情の経過」についての説明は以上でございます。

続きまして、平成30年6月1日に提出されました、今回の陳情に関しまして、教育環境整備推進室から御説明いたします。

#### 【古内教育環境整備推進室長】

それでは引き続きましては、こちらの教育委員会資料で進めさせていただきたいと思います。

改めまして、ただいまお話にありました登下校メール配信システムなんですけど、ちょっと確認をさせていただきますと、システムを運用する事業者と個々の保護者が直接に有償契約をそれぞれの学校で結びまして、小型の発信機を携帯した児童が校門に設置したアンテナを通過したときに、校門の通過を知らせる電子メールを当該保護者に送信するというシステムでございます。

この陳情第1号の趣旨といたしましては、ただいまの御説明の続きになるわけなんですけれども、PTA等が主体となって導入しているこの「登下校メール配信システム」の利用に対しまして、ICタグを読み取るために校門に設置したアンテナ機器等の設備に係る電気料相当の徴収額について、本市教育財産管理規則や地方財政法など、諸法令等に照らし、違反しないことを明文化して、各学校に文書で通知することを要望するという内容でございます。

それでは資料に基づきまして説明させていただきます。表紙をおめくりいただきまして、1ページをごらんいただけますでしょうか。

教育環境整備推進室では、平成29年度末の時点で新城小学校をはじめ、表にお示しする計23校で各校のPTAが業者と契約し、各校長の了解のもと、設置費用を業者が負担し、アンテナ機器等の設置が行われることを把握しております。

引き続きまして、資料の2ページをごらんいただきますと、通知文の写しでございます。教育委員会事務局といたしましては、PTA活動の一環としての公益性や事業目的の妥当性を認めつつ、教育財産管理の適正を図るため、各設置校のPTAから、設置箇所や設置機器の概要等を記した設置の届出を求めたところでございます。

さらに、この登下校メール配信サービスが、個別の契約による有償のサービス提供であること

や、利用者の公平性に鑑みまして、受益者負担の原則から、設置機器に係る電気料相当額を徴収することとしております。

以上の2点の取扱いにつきまして、平成30年3月28日付けで対象校に、ごらんとおり通知をさせていただいたところであります。

続きまして、資料、すみません、ちょっと飛びますが5ページをごらんいただいてよろしいでしょうか。5ページ、関係法令を記しています。

教育財産の使用に当たりまして、電気料等の光熱水費を徴収する場合の根拠規定について御説明をさせていただきます。

まず上から2つ目の丸。「川崎市教育財産管理規則」の第20条では、教育財産に付帯する設備の使用に要する経費について、使用者の負担義務を規定しているところです。

この光熱水費の算定の基準については、資料の下段、川崎市財産規則の具体的な手続を定めた、「行政財産の目的外使用許可取扱要綱」の第8条において、財政局の平成28年1月19日付け通知、「行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準」に基づき徴収するものとしております。

本通知の内容については、さらにすみません、2枚おめくりいただきまして、資料の7ページをごらんいただきますと、ちょっとわかりにくいところがあるんですが、資料7ページには、この通知文の上段、1、算定方法によりまして、光熱水費等の算定については、(1)子メーターがある場合については、子メーターと親メーターとの数値の按分により使用料を算定すると。

(2)は、子メーターがない場合には、使用する許可面積と建物延床面積との按分により使用料を算定するものとしております。

また、次の行、「算定方法 2」にございますとおり、飲料自動販売機の設置に係る電気料については、特例的に機器あたりの年間使用電力量に応じた別表により徴収することとしております。

さらに、下段の算定方法の「3 その他」の算定方法として、前1及び2の方法によることが適当でない場合には、使用状況等を勘案し算定することができるという例外規定がございます。

続きまして、電気使用量の実際の計算方法、今回徴収をするに当たりまして、このような算定方法を用いており、8ページをごらんいただけますでしょうか。

本体、アンテナ等の機器設置の事例においては、業者から入手いたしました機器の消費電力から、年間の使用電力量を算出し、学校全体の年間電力使用量と按分し、電気料金を乗ずることにより、妥当な電気使用量徴収額を算出することが可能と考えております。

資料の新城小学校の例では、平成29年度の数値を参考にしますと、年間の学校全体の電気料金、341万8,166円に対し、学校全体の年間電気使用料17万75キロワットに、機器の年間電気使用量278キロワット余りを按分することで、5,598円と電気使用量相当額を算定することができます。

この算定方法の妥当性についてでございますが、1つ前の資料、おそれ入ります、7ページにお戻りいただきますと、「行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準」を再び御参照いただきますと、アンテナ機器等の設置において電気使用量の正確な把握のため、全ての対象校の設備に対して個別の電気メーターを設置することは、費用負担等が過大となり、算定方法1の

(1)によることは現実的ではない、つまり子メーターをそれぞれ設置するというのは余り現実的ではないと考えております。

また、算定方法の（２）のとおり、アンテナ機器について、許可面積と建物面積の延床面積の按分、費用按分する方法というもの、建物面積で算定するほど大きな電気量がかかるものではございませんので、こちらのほうも実際の電力使用量の実態と合わない結論をさせていただいております。妥当でないと思います。

以上の理由から、算定方法の３、その他、「前１及び２によることが適当でない場合」に該当し、「使用状況等を勘案し算定することができる」事例にあたる場合として、先ほどの実に近いと言えますか、実質使用量との按分、全体と、この場合使用されるものの按分によって電力量を算定いたしまして、合理的な電量使用料相当額を算定することで法令への適合性についても、問題は生じないものと判断しており、教育委員会事務局から、改めて徴収額の算定方法の適法性について学校等に通知を行う必要性はないものと考えているところであります。

ちょっとわかりにくい点、ございましたが以上のとおりでございます。  
御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。

それではただいまのことにつきまして、御質問や御意見などございましたらお願いいたします。

**【吉崎教育長職務代理者】**

よろしいですか。

**【渡邊教育長】**

吉崎委員、どうぞ。

**【吉崎教育長職務代理者】**

ということは、最終的に結論として５，６００円ぐらいっていうことですね。

**【古内教育環境整備推進室長】**

今回計算をした新城小学校を例にとりますとそのような。

**【吉崎教育長職務代理者】**

他も額はそんなに大きくは変わらないんですよ。

**【古内教育環境整備推進室長】**

アンテナ機器等の設置の状況によっては、台数が増えるケースがあるとすると、２台つける必要があるとすれば、ほぼ倍になるという例もあろうかと思ひます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

この新城の場合で言うと、約５，６００円ぐらいですけども、それを使う児童の生徒数で割って個人負担というのがなくなるんですか。新城だと何人くらい使っているんですか。

**【柴原教育環境整備推進室課長補佐】**

契約者数まではちょっと把握していないんですが、全体では、大体全保護者、大体2、3割ぐらいというふうに聞いています。事業者のほうからは。

**【吉崎教育長職務代理人】**

お一人幾らぐらいになるんですか。

**【柴原教育環境整備推進室課長補佐】**

一人頭ということではなくてですね、PTAに対して請求するという形になります。

**【吉崎教育長職務代理人】**

PTAがどう集めるかはPTAに任せる。

**【古内教育環境整備推進室長】**

そうですね。こちらとしては請求は5,000某の金額をPTAに対して請求をさせていただくということになります。

**【吉崎教育長職務代理人】**

わかりました。それだったらまあ。了解しました。

**【渡邊教育長】**

高橋委員、どうぞ。

**【高橋委員】**

私の子どもが行っている学校もこちらのサービスを設置している学校なので、少しだけお話しすると、多分このシステムを使うPTAの意図として、登下校のお知らせメール以外にも、無償で附属するシステムがありまして、メールを一斉に配信するような、お知らせメールのシステムがあつて、PTAとしては、どちらかというところを非常に使いたいというのがメインで導入している場合が多いと思います。

なので、電気代についても、登下校の見守りだけではなく、PTA会員皆さんがお知らせメールを使うというメリットを享受しているので、PTAとして一括で電気代を学校のほうにお支払いしているという状況ではないかと思えます。

この陳情者の方の意図を私なりに資料なり陳情書で推察すると、恐らく近隣であるとか関係される学校に、こういうサービスを積極的に導入していただきたいなという意図があるのではないかなと思うんですが、私の子どもが行っている学校も導入しておりますし、住んでいる中原区の学校でも幾つか導入しているところがあつて、特に導入に当たって、すごい問題があつたというようなことを私は聞いていないんですが、例えばそういう、問題あれば何かしら対策を打ったほうが良いと思うんですけど、それについては何か課題というようなものがあつたり、そういう事例



があつたりとかということはあるのでしょうか。

**【古内教育環境整備推進室長】**

陳情者の懸念は、法的な関係で、ここで言っているのは電気代の徴収方法なんですけれども、やはり公費に対して目的外使用の相当分をいかに払うか。で、それが仮に適切でない場合については、監査請求等によりまして、その払ったものが適切に適用しない、つまり払う側はちゃんと払っているつもりだったんですけれども、過不足分があるとか、そもそも徴収の方法が適当でないというような判断が下されたときに、この導入に対しても疑義が生じてくると安定性を欠くのではないかという御懸念というふうにはとれなくはないかなと思います。

教育委員会としては、これを最初の陳情は公費で設置をしてほしいということだったんですが、最初の説明にもありましたように、公費設置というよりは受益者負担の原則で行っていただくべきものと、現時点では判断をさせていただいたところではございますが、設置そのものについては全く問題はないというふうに考えておりますので、現状としてはそういうスタンスでございます。

**【高橋委員】**

特に大きな問題が出るというようなことは、あまり現状ではない。

**【古内教育環境整備推進室長】**

そうですね、現状では余り。

**【高橋委員】**

大きな問題が起こるっていうことも予想は、まだないと。

**【古内教育環境整備推進室長】**

そうですね。

**【渡邊教育長】**

小原委員どうぞ。

**【小原委員】**

これ、先ほどのお話があつたとおり、PTAのほうがメールを使いたいっていうところが出てきているんですけど、結局学校の中で保護者の連絡がとりたいとかって言ってもとれないような時代になってきましたので、それをどうするかっていうふうに考えたときに、メール配信サービスがこれに付帯している、システムに付帯しているっていうところで考えているっていうところが一番なのかなっていうふうに思っているんです。

恐らく、これから先、学校がふえてくると思うんです。導入する学校は。そういうふうになったときに、それぞれの学校に対して、先ほどの算定基準といろいろな附属するものをきちんとPTAさんのほうに見せていただいて、こういうふうになりますよっていうようなお知らせをして

いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【前田委員】

じゃあ、すみません。

【渡邊教育長】

前田委員、どうぞ。

【前田委員】

確認ですけど、ということは、この陳情の請願で言っているようなことは、先ほど計算方式でいえば起きないというふうに理解してよろしいんですか。

【古内教育環境整備推進室長】

そうですね、今回の陳情の目的としては、改めて教育委員会から文書通知をすることで安定性を図ろうという意図は読み取れるんですが、ちょっとこれは誤解をされたら困るんですけども、文書を発したとしても、例えば監査請求が出た結論に関しては、教育委員会として決められるものではありませんので、万が一、通知を出したことが、そういったことの担保にはならないので通知を発出しても意味がないといったらあれなんですけれども、陳情者の求めに応じることができないというふうには考えています。

【前田委員】

新城小学校、去年陳情が最初出たとき、私も近所なので自転車を漕いで見に行ったら、新城は確かに正門のところに電柱が立ってアンテナで1カ所と校舎から配線して、今度は新城高校のグラウンド側のほうの校庭側に行くと、やはりそこにも同じものが電柱で立っていて、新城小学校、私が確認した中では正門と校舎側と2カ所に立っていたので、先ほどの御説明だと、こういう計算式で、各23校内でしっかり計算されるのであればこの陳情者のおっしゃるような心配はないのかな。

それから、PTAの支出だから監査はPTAのほうなのでという、今の御説明で理解できました。

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

中村委員はよろしいですか。

そうしますと、この陳情第1号の取扱いについてでございますけれども、これまでの皆さんの御発言をもとに取扱いを決定してまいりたいと思います。

まず、事務局のほうからの説明では、その前にあれですね、今回の陳情についてでございますが、徴収額の算定方法の適法性についてということをお知らせを学校等に通知をしてほしいという、そういった要望でございました。それに対して事務局のほうから、本件の電気使用量につきましては、根拠規定となります規則、要領また算定基準等に基づいて算定されているというふうな説明がい

ただいたわけでございます。

それから電気使用量の算定の具体例などに基つきまして、学校ごとに機器類の計画消費電力をもとにして、合理的な電気使用料相当額が算定されている、こういったことも明らかになったわけでございます。

また、委員の皆さんからは、現状学校において特に問題が生じていないということ、その上で導入するPTAにはこういったことは周知してほしいというふうなお話がありました。

それから、この陳情に係る同様の陳情をですね、これまでも審査してきているわけでございますけれども、このシステムそのものの導入を市教委として進めているわけではないという前提もあろうかというふうに思います。

こういったことから判断いたしますと、本件の電気使用料につきましては、法令への適法性についての問題は生じていないということから考えまして、改めて教育委員会事務局から徴収額の算定方法の適法性について学校等に周知を行う必要性はないものというふうに受けとめております。このように考えておりますので、本陳情については不採択としたいと考えますが、いかがなものでしょうか。

#### 【各委員】

<承認>

#### 【渡邊教育長】

よろしいですか。

それでは、そのように決定させていただきます。

## 8 報告事項 I

### 報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

#### 【渡邊教育長】

それでは次に、報告事項No.1に入ります。「報告事項No.1 叙位・叙勲について」でございます。説明を庶務課長にお願いします。

#### 【森庶務課長】

「報告事項No.1 叙位・叙勲について」御報告申し上げます。

高齢者叙勲を受けられた方が1名、死亡叙位を受けられた方が1名いらっしゃり、その受章者氏名等につきましてはお手元の資料記載のとおりでございます。

はじめに、高齢者叙勲でございますが、高橋先生におかれましては、昭和24年に教職の道を歩み始められ、平成3年に川崎市立柘形中学校長として退職されるまでの41年間、教育の発展に御尽力いただきました。川崎市立中学校教育研究会道德教育研究部会長、神奈川県中学校道德研究会副会長、川崎市立中学校長会多摩・麻生支部長を歴任され、川崎市はもとより神奈川県和学校教育の充実と発展に貢献されました。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。次に、死亡叙位でございますが、黒谷先生におかれましては、昭和24年4月に教職の道を歩み始められ、平成元年に川崎市立西梶ヶ谷小学校長として退職されるまでの40年間、教育の発展に御尽力いただきました。川崎市立小学校長会児童指導対策委員長、小学校長会研修部長の要職を歴任され、川崎市の学校教育の充実と発展に貢献されました。

いずれの先生方も、その長年の教育功労に対して叙位・叙勲を受けられたものでございます。報告事項No.1につきましては以上でございます。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。

何か御質問がありましたらお願いいたします。

**【前田委員】**

受章者氏名のところの学校名が違うのでは。上丸子小学校ってなっています。枅形中学校でないかと。

**【渡邊教育長】**

そうですね。

**【森庶務課長】**

失礼いたしました。

**【渡邊教育長】**

1番の高齢者叙勲の受章者の氏名の学校名ですね。訂正していただいて、元川崎市立枅形中学校長でよろしいですかね。そのように資料の訂正をお願いいたします。

**【森庶務課長】**

失礼いたしました。

**【渡邊教育長】**

ありがとうございました。

御質問はよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告事項No.1について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項No.1は承認といたします。

## 報告事項 No. 2 平成30年第2回市議会定例会について

### 【渡邊教育長】

次に「報告事項No.2 平成30年第2回市議会定例会について」の説明でございます。引き続き庶務課長をお願いいたします。

### 【森庶務課長】

それでは「報告事項No.2 平成30年第2回市議会定例会について」御報告させていただきます。今回の市議会は6月4日から27日まで開催されました。

それではお手元の資料に基づき御説明申し上げます。資料の(1)平成30年第2回市議会定例会の提出議案についてでございますが、本定例会に提出された議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第101号、黒川地区小中学校新設事業の契約の変更についての1議案でございます。6月15日に開催されました文教委員会におきまして審査が行われたところでございます。

議案第101号につきましては、黒川地区小中学校新設事業の契約の一部を変更する契約を締結するものでございまして、審査の状況でございますが、新規に学校を建設する際の通学予定の児童数の把握方法について質問いただきまして、新規に学校を建設する際に参考としている児童数の将来推計は、住民基本台帳から把握した未就学児の実数と、大規模なマンション開発等の情報をもととした、過去の類似の開発事例を参照して算出していることを答弁いたしました。

また、PFI対象校に対するモニタリングの実施方法について質問いただきまして、日常のモニタリングについては、業務日誌や月次・年次報告書を通じて履行状況等を確認している、また、包括外部監査の指摘を受け、昨年度作成したモニタリング実施計画に基づき、適正なモニタリングを実施していることを答弁いたしました。

意見といたしましては、本議案の対象校である、はるひ野小中学校は、当初の想定以上の児童生徒数が増加した経緯があるので、今後の小杉小学校の新設に当たっては、児童数の的確な把握に努めてほしいこと等の御意見をいただきました。

採決の状況といたしましては、全会一致をもって原案のとおり可決するものと決し、本会議におきましても全会一致をもって原案のとおり可決されたところでございます。

2ページにまいりまして、資料(2)平成30年第2回市議会定例会の答弁についてでございます。

まず①代表質問でございますが、今回は6月13日、14日の2日間に行われ、全会派から質問がございました。主な内容といたしましては、川崎市立中学校学習状況調査に関するもの、教職員の働き方に関するもの、「かわさき家庭と地域の日」の試行実施に関するもの、放課後等デイサービスに関するもの等がございまして、具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の4ページから19ページまでにまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

3ページにおめぐりいただきまして、②一般質問でございますが、今回は6月22日から27日までの4日間に行われ、質問議員53名のうち、29名の議員から38項目の質問をいただきました。

主な内容としたしましては、AEDの設置及び管理に関するもの、部活動に関するもの、教育施設の整備に関するもの、ラインによるいじめ相談に関するもの等がございました。

具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の20ページから56ページまでにまとめてございますので、こちらも後ほど御参照いただきたいと思います。

以上で、平成30年第2回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問ございますでしょうか。

**【小原委員】**

よろしいですか。

**【渡邊教育長】**

小原委員、どうぞ。

**【小原委員】**

すみません、3ページの一般質問のところで、IRTを用いた新学力調査の導入等についてというのがあるんですけども、埼玉県とかではやっていると思うんですけど、これについて何か情報とかっていうのはあるんですか。45ページのところで。

**【渡邊教育長】**

議会の質問に対する答弁するに当たって、今お話があったように埼玉県の取組状況についてはいろいろと状況を調べておりますけれども、具体的な内容についてでしょうか。

**【小原委員】**

そうですね。だから、それがIRT理論というのをもとにして、学力調査というか、やっているというふうに、新聞にも書いてあったとは思いますが、それを見てはいるんですけども、その具体的な内容というのはどういうものなのかということなんですけどね。

**【森庶務課長】**

どのような形でお知らせさせていただければよいでしょうか。

**【小原委員】**

もし、そういう情報があるんだったら、後日でもいいので、こういう調査の、学力の調査の方法なんですっていうところは教えていただければと思います。

**【森庶務課長】**

他都市の状況については調べておりますので、後ほど資料提供させていただきます。

【小原委員】

お願いします。

【渡邊教育長】

じゃあ、そのような形でよろしいですか。

その他いかがでしょうか。

特によろしいようでしたら、ただいまの報告事項No.2でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.2は承認いたします。

### 報告事項 No. 3 市議会請願・陳情審査状況について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.3 市議会請願・陳情審査状況について」でございます。こちら引き続き庶務課長にお願いいたします。

【森庶務課長】

それでは「報告事項No.3 市議会請願・陳情審査状況について」御報告申し上げます。今回は、前回御報告いたしました、平成30年4月24日開催の教育委員会定例会以降に提出・審査されました請願につきまして御報告申し上げます。

お手元の資料、平成30年度市議会文教委員会に付託された請願・陳情の審査状況の5ページをごらんいただきたいと存じます。

こちらの下段でございますが、請願第40号、教育格差をなくし、「ゆきとどいた教育」を求める請願及び請願第43号、義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保証に関する請願でございますが去る6月15日に文教委員会において一括して審査が行われました。

請願第40号の趣旨は、国の責任で35人以下学級を中学校3年生まで早期に実施するよう国に要望すること等を求めるものでございます。

請願第43号の趣旨は、行き届いた教育を実現するために、学級編成基準の見直しや教職員の定数改善等、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するための予算を確保・拡すること等を求めるものでございます。

文教委員会におきましては、本請願に対する本市の考え方として、教育委員会としては、義務標準法の一部改正法に規定された、国の学級編成の標準の引き下げとそれに伴う財源確保に対す

る努力義務について、その誠実な履行を大いに期待するところであること、かわさき教育プランに掲げる確かな学力の育成等を図るためにも、新たな教職員定数改善の早期策定と、確実な実施を求めてまいりたいと考えていること、栄養教諭等の専門性を生かせるよう、人材育成や小学校等に配置している栄養教諭や学校栄養職員の人材を活用する等、小中9年間にわたる、体系的・計画的な食育の推進を図ってまいりたいと考えていること、学校給食の公会計化については、平成30年度に、学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドラインを文部科学省が策定することが示されておりますので、本ガイドラインや他都市の状況等を踏まえまして、本市における取組について検討を進めてまいりたいと考えていることなどを説明したところでございます。

審査の状況につきましては、加配定数活用の現状、研究指定校での検証、効果、少人数学級と不登校児の減少との因果関係、食育を担当する栄養士配置の必要性、学校給食費の公会計化等について質問をいただきまして、加配定数活用の現状に対しましては、加配定数を弾力化や研究指定により、級外の先生を担当に充てて少人数学級とするか、少人数指導やチームティーチングに充てるかは、それぞれの学校の実情に応じて校長が判断すること、弾力化や研究指定で単純に学級の定数を少なくするのではなくて、チームティーチング等を活用して、配慮の必要な児童・生徒などに手厚い指導を行えるようにすることにより、効果的な指導ができるという判断をする学校も多いものと捉えていることなどを答弁いたしました。

研究指定校での検証、効果等についての質問に対しましては、研究指定校からの結果報告などを見ると、少人数にしたことによって、落ちつきが出た、目が行き届くようになったといった声がある反面、団体活動などの際に、多少支障が出るという面が上げられたことを答弁いたしました。

少人数学級にすることと、不登校児の減少との因果関係についての質問に対しましては、学級の定数が少なくなれば、基本的には目が行き届きやすくなり、事務的な部分での教職員の負担が軽減されるということは効果としてあるものの、不登校の要因はさまざまであるため、単純に学級の定数だけで解決できる問題ではないことなどを答弁いたしました。

食育を担当する栄養士の配置の必要性についての質問に対しましては、栄養士の本来の重要な役割としては、調理業務を適正に管理することであり、食育というのは栄養士だけで行うものではなく、学校教育全体、学級担任を含めて、全教職員で担っていくものと考えていることなどを答弁いたしました。

学校給食費の公会計化についての質問に対しましては、現在公会計化を行っている自治体でも、徴収業務、管理業務の取り組み方はさまざまであり、どこまでを学校で行うか、あるいはどこまでを行政で行うかといったところの整理が必要であるため、国が策定するガイドラインの内容を踏まえて精査をしていくことなどを答弁いたしました。

取扱いにつきましては、財源確保等、さまざまな課題を国の動向を踏まえつつ、対応を検討していく必要があること等から、継続審査となりました。

説明は以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

説明は以上のおりでございます。何か御質問等ございますでしょうか。

特によろしければただいまの報告事項No. 3について承認してよろしいでしょうか。



【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認いたします。

報告事項 No. 4 学校ブロック塀等の現地調査結果について

【渡邊教育長】

次に「報告事項No. 4 学校ブロック塀等の現地調査結果について」でございます。説明を教育環境整備推進室担当課長にお願いいたします。

【松井教育環境整備推進室担当課長】

それでは、「報告事項No. 4 学校ブロック塀等の現地調査結果について」御説明申し上げますので、資料の1枚目をお開き願います。

資料の左上の「1 経過」でございますが、6月18日の大阪府北部を震源とする地震により、公立学校に設置されていたブロック塀が倒壊し、女子児童が犠牲となる事案が発生し、これを受けまして、翌19日、市立学校全174校に対し、ブロック塀等の有無や高さについて確認し、教育委員会事務局へ20日までに報告するよう指示いたしました。

21日に学校からの報告と教育委員会の保有する施設情報から、小学校36校、中学校19校、特別支援学校1校、高等学校1校の計57校において、現状、ブロック塀等の設置を確認し、あわせて市立学校に対し、「学校におけるブロック塀等の安全点検等について」を発出し、学校内外における児童・生徒の安全確保に取り組むよう通知したところでございます。

続く22日から27日、土を除く4日間におきまして、教育委員会事務局の学校施設を所管する教育環境整備推進室職員により、57校の現地調査を実施したところでございます。

29日には、法令への適合状況について全市的な判定方法は検討中ではございましたが、目視調査の結果、プール目隠しとして設置され、付近に人通りがあるといった状況が、今回の地震で倒壊したブロック塀と設置状況が類似すると判断し、南河原小学校、梶ヶ谷小学校の2校におきまして、安全対策を講じるとともに、万一の事態を想定し、同日以降の水泳学習を中止したところでございます。

その後、ブロック塀の高さの測り方など、関係局との調整を進め、現地調査の結果を集計し、7月13日、現行の建築基準法の仕様に適合しない疑いのあるブロック塀等を有する学校といたしまして、小学校21校、中学校3校の、計24校を公表したところでございます。

なお、現地調査の結果、57校のうち33校では問題がなかったところでございます。

次に関係法令を御説明いたしますので、おそれ入りますが資料の右下の建築基準法施行令をごらんください。ブロック塀につきましては、鉄筋が入っている補強コンクリートブロック造と、入っていない組積造の2種類がございます。補強コンクリートブロック造では、高さ2.2メー

トルを上限とするほか、厚さや塀の壁面から垂直に突き出した控壁などについて基準が定められています。

また、高さが1.2メートル以下で、規定の控壁等があれば鉄筋が不要の組積造として基準を満たす場合もあり、この関係法令に基づき目視で確認できる範囲で集計を行ったところでございます。

次に資料の左下の「2 調査結果」でございますが、現行の建築基準法の仕様に適合しない疑いのあるブロック塀等を有する学校24校の内訳といたしまして、ブロック塀で高さ2.2メートルを超えるものは浅田小学校、南河原小学校、大戸小学校、梶ヶ谷小学校、白幡台小学校、菅生小学校の6校で、これらはいずれもプール周辺の目隠しとして設置されているものでございました。

その隣の欄でございます。高さ2.2メートル以下、仕様を満たす控壁がないブロック塀は、殿町小学校以下の12校でございました。

次に、子どもたちがボール投げなどの的として使用している投てき板でございますが、高さ2.2メートルを超えるものが、下小田中小学校、西有馬小学校の2校にございまして、高さ2.2メートル以下で仕様を満たす控壁がないものは幸町小学校以下の6校で確認されております。

なお、ブロック塀と投てき板をどちらも有しているのが大戸小学校と幸町小学校でございます。

次に資料の右上の「3 現在の取組状況」でございますが、これら24校では、児童・生徒のほか、付近を通る方々がブロック塀等に近づかないよう掲示を行うとともに、関係機関の協力のもと、カラーコーンを配置するなどの対応を図っております。

また、プールの目隠しとして設置されている浅田小学校、大戸小学校、白幡台小学校、菅生小学校につきましても、南河原小学校、梶ヶ谷小学校と同様に安全性への配慮から水泳学習を中止しております。

なお、各学校では通学路の安全点検を実施するとともに、危険箇所が確認された場合は、児童生徒への注意喚起や震災時の対応などの安全指導を実施しております。

最後に資料の右下の「4 今後の取組」でございますが、高さ2.2メートルを超えるブロック塀及び投てき板については、早急に撤去等を行ってまいります。

高さ2.2メートル以下で仕様を満たす控壁がないブロック塀等につきましても、早急に撤去等を行ってまいります。

なお、参考資料といたしまして、2枚目に、ブロック塀の高さの測り方等をお示ししております。説明は以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

以上のおり御説明をいただきました。御質問などございましたら、お願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

#### 【高橋委員】

「4 今後の取組」ということで、2.2メートルを超えるものと、控壁のないものについては早急に撤去していただけるということで、大変保護者としては安心しているんですが、撤去した後、その撤去した場所がどうなるのかっていうのは、かわりのフェンスというか、そういうも

のが立つということなのか、とりあえず危ないので撤去はするんだけど、その後どうするかは今後考えるというようなことなのか、撤去後のことをお聞きできればと思います。

**【松井教育環境整備推進室担当課長】**

撤去後につきましては、何もないとやはり落っこってしまうおそれがありますので、代替のフェンスを設置する予定であります。

**【高橋委員】**

ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

他の委員さんはいかがでしょう。

じゃあ、中村委員からお願いします。

**【中村委員】**

早急にということですが、いつまでにやるんでしょうか。なるべく夏休み中にできるといいかなと思います。

**【松井教育環境整備推進室担当課長】**

早急に対応することについて今調整しているところでございまして、撤去するためには設計をした上で工事の発注の手続がどうしても必要なものでございますので、今のところは今年度中には、この2.2メートル超えにつきましては、対応したいと考えているところでございます。

**【渡邊教育長】**

よろしいですか。

**【中村委員】**

なるべく早くしていただけると、と思うんですが。

**【渡邊教育長】**

では、小原委員どうぞ。

**【小原委員】**

学校からの報告が57校あって、それで調査の結果が24校に変わっていますよね。24校のほうは調査結果で出てきたのは、対応する話になってくると思うんですけども、参考までにこの57校で報告あったもので、どういう報告だったんですか。要するに、調査をしたらそうではなかったっていう答えが出たものというのはどういうものがあったんですか。

**【野崎環境整備推進室担当係長】**

学校にまず依頼したのはですね、言葉は悪いですけども、コンクリートブロックに類するものは全て何でもいいからまず、こちらのほうに挙げてくれというような形で我々のほうが依頼をしたものですから、学校としましては、RCのブロック塀とかをもって我々のほうに挙げて来たりですね、あと土留として使用しているようなコンクリートブロックというのも挙げてきたりですね、あとは石灰が置いてあるとか、石灰を囲んであるような入れ物のコンクリートのようなものを報告してきたりというのがございましたので、そういうものが除かれた学校になっております。

**【小原委員】**

コンクリートブロックが、例えばコンクリートブロックの塀みたいなので、適合して大丈夫だったというので除かれたってというのがない。

**【松井教育環境整備推進室担当課長】**

ないです。

**【小原委員】**

それもないですね。

わかりました。ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

ほかの委員さんはよろしいですか。前田委員、どうぞ。

**【前田委員】**

学校の施設についてはよくわかったんですが、通学路の安全点検を実施するとともに、その危険箇所が確認された場合は児童生徒に注意喚起や震災時の対応などの安全指導っていうんですけど、これって具体的にはどういうことなのかな。例えば車を運転すると、よく危険な箇所で落石注意って書いてあるんですが、喚起が。でも落ちてきたら避けようがないんですよね。あれは本当何のためなんだろうと思うんですが、やはりこの通学路の安全点検で、まして小学校1年生とか、低学年なんかに注意喚起をしたとしても、そこが通学路で指定されていれば、例えばうちの孫が通っている大谷戸小学校は、すぐ近くにうちの孫と一緒にときどき行くんですが、送って。お寺さんがあって、私の目線からも見えないぐらいですから、数えてみたらブロックが8段と9段と。そこが指定されているんですね、学校からは。

でも、注意喚起だけではどうにもならないのかなという、また同じことが起きるのかなと思ってしまうので、具体的なこの学校の通学路の安全への対策っていうのは何かお考えがあれば、もうちょっと伺いたいんですがいかがなものでしょうか。

**【辻健康教育課担当課長】**

今の通学路の安全の点検については、各学校のほうにさせていただいているところでございます。今上がっている情報についてはですね、今後なんですけれども、関係部局とですね、検討しなが

らその対応については検討していくということでございまして、その学校から上がっていただいた情報も確認してですね、どのような形の対応ができるかというのは、今後検討していく課題かなと思います。

**【前田委員】**

よろしくをお願いします。

**【渡邊教育長】**

高橋委員、どうぞ。

**【高橋委員】**

追加なんですけど、恐らく通学路については年度初め等で交通安全ということとか、多分防犯というようなことで先生方のほうが見ていただいているのではないかなというような気は勝手にしているんですけど、私の子どもが行っている小学校の、必ず通らなければいけない道というか、この道は通っちゃいけませんみたいな指導を子どもたちにしていただいているんですけど、何となくやっぱり交通安全とか、防犯というところの認識での指導が多かったと思うんですけど、そこにできれば防災というか、こういう非常時のことを考えた安全確保というところの視点を入れていただけるようお願いをしていただければいいのかなと思うんですけど。

**【辻健康教育課担当課長】**

今の御指摘のようにですね、各学校におきましては、年に数回、保護者であるとか、特にPTAの委員さんなんかの協力得ながらですね、やはり交通安全であるとか、やはり防災の視点のほうから安全点検していただきながら、そのような危険箇所等が挙げた場合についてはですね、年1回改善要望という形で挙げていただいて、それに対する対応等については検討しているところでございます。

今お話があったところですね、今後やはり防災の観点からもですね、必要ではないのかとって、今その辺を検討しているところが通学路安全対策会議、また各区については区部会というものが設けられておりますので、今後その辺のところについては、防犯の視点から点検をしていただき、それについての対応ということも考えていきたいなというふうに考えるところです。

**【高橋委員】**

防災の視点ですよ。

**【辻健康教育課担当課長】**

ごめんなさい、防災の視点です。

**【高橋委員】**

よろしくをお願いします。

**【渡邊教育長】**

なかなかこの通学路の課題がどんどん大きくなっていて、交通事故に対してですね、安全対策をいかにしていくかっていうところが先には大きな課題になりましたけど、今度は不審者等ですね、子どもたちが登下校時に被害にあうということで、その安全を確保しなければいけないと。今度は、地震等に対応するっていう、安全確保ということで、課題はどんどん大きくなるばかりなんですけれども、できることはやっていかなければいけないわけなんですけれども、また保護者の方、地域の方々に御協力いただけるものについては協力いただくとかですね、やはり地域ぐるみで取り組んでいかなければいけない課題なのかなというふうにも感じますよね。

特に今、ブロック塀だけが注目されていますけども、上を見上げれば落下物が、じゃあこれは落ちてこないだろうかっていうふうなものもあるわけですし、非常にこの防災、安全対策の課題の難しさを改めて感じますね。

**【高橋委員】**

空き家の、ちょっと壊れたかけた空き家の瓦屋根が落ちてくるっていうようなことが近所で発生したので、本当にブロック塀だけではなくて、複数の視点で見ていくのが大事なのかなというふうに思います。

**【渡邊教育長】**

それでは、ただいまの報告事項No.4でございますが、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは報告事項No.4は承認いたします。

**報告事項 No. 5 国史跡橘樹官衙遺跡群の史跡追加指定について**

**【渡邊教育長】**

次に、「報告事項No.5 国史跡橘樹官衙遺跡群の史跡追加指定について」でございます。説明を文化財課長にお願いいたします。

**【服部文化財課長】**

「報告事項No.5 国史跡橘樹官衙遺跡群の史跡追加指定について」御説明いたします。

表紙をおめくりください。資料の1ページをごらんください。はじめに、1、国史跡橘樹官衙遺跡群の概要でございますが、橘樹官衙遺跡群は高津区千年及び宮前区野川に所在する古代橘樹郡の役所跡と、古代寺院跡から成る遺跡で、7世紀から10世紀の地方官衙の実態と、その推移を知る上で重要であるとして、平成27年3月10日に本市初の史跡に指定されたものでござい

ます。

次に、2、史跡追加指定の経緯でございますが、史跡指定後、史跡の将来にわたる保存整備・活用を図るための基本方針といたしまして、国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画を本年2月13日に策定したところでございます。

この保存活用計画策定に向けた検討を進める中で、史跡が所在する高津区千年及び宮前区野川の土地所有者等に市としての考え方を説明したところ、史跡への追加指定についての同意を得ることができましたことから、本年1月25日付けで文化庁に意見具申を行い、6月15日に国の文化審議会から史跡追加指定の答申を受けたものでございます。

次に、3、史跡追加指定地についてでございますが、今回の追加指定面積は、3,036.47平方メートルでございます。指定面積の合計は、1万5,120.08平方メートルになります。

2枚おめくりいただき、3ページをごらんください。橘樹官衙遺跡群の範囲を示した図でございます。青色で囲んでいる部分が、これまで指定を受けている範囲で、赤色で囲んでいる部分が、今回追加指定の答申を受けた範囲でございます。

また1枚おめくりをいただき、4ページの写真をごらんください。今回答申を受けた史跡追加指定地について確認調査を行った際に発見された、正倉院を区画する溝と軒丸瓦が出土した様子でございます。

2ページをお開きください。4、史跡追加指定のスケジュールについてでございますが、今回答申を受けた史跡追加指定地につきましては、本年秋ごろの官報告示にて正式に追加指定となる予定でございます。

最後に、5、史跡追加指定後の予定でございますが、追加指定後は、史跡めぐりツアーや発掘調査現地見学会などの追加指定記念事業を実施するとともに、国庫補助を活用した史跡追加指定地の公有地化や発掘調査を進め、整備計画に反映してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおりの説明をいただきました。御質問などございましたらお願いいたします。

小原委員、どうぞ。

#### 【小原委員】

すみません、参考までに教えてほしいんですけど、4ページの軒丸あるじゃないですか。この軒丸の瓦の、ふつうのところだと紋が入っていたりとかってしますよね、家紋というか、あいう、入ったりしますよね。このデザインは何なんですか。

#### 【服部文化財課長】

この古代の軒丸瓦は、蓮華文をデザイン化しております。八葉の蓮華文でございます。

#### 【小原委員】

わかりました、ありがとうございます。八葉の蓮華文か。

**【栗田文化財課担当係長】**

補足させていただきますと、古代でいろんな模様があるんですが、八葉とって8枚の葉っぱを蓮華にするものもあれば、10枚の蓮華文あるし、十二葉ということで、いろんな葉っぱの数があるんですが、一応古い時代ほど葉っぱが少なくてですね、徐々にふえていくというのが古代の傾向でして、最後東大寺とって奈良の大きいお寺になるともう十四葉とかですね、十五葉というように、葉っぱがふえていくという歴史があります。

これは8枚ですので、まだやはり古手の形ということで、これは7世紀の後半ということで、西暦でいうと680年くらいの瓦と今考えられています。今委員がおっしゃったように、家紋とかですね、ああいうのは中世とって、やっぱり古くても鎌倉時代ぐらいから出てくるものなので、やっぱり古いものはそういうものがなくて、葉っぱの形になっております。

**【小原委員】**

なるほど。ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

他の委員さんはよろしいでしょうか。

中村委員、どうぞ。

**【中村委員】**

今御説明いただきまして、とても興味深いと思っていたんですけども、そういうことを市民の方がわかるようにはしているんですか。どういう活用の仕方というか、使い方をしていくのでしょうか。

**【栗田文化財課担当係長】**

今写真に出ているような発掘調査を私どものほうで、現場でやらせていただいているんですけども、今見学会とかでも必ずやっております、やはり皆様興味を持たれていますので、1回やるとやっぱり多いときだと200人とかですね、それ以上の方が来られてごらんになるときに私どものほうで御説明させていただくことで、生の遺跡を見ていただいたときに知っていただける場合もあれば、後日、こうやって遺物が出てきたものを洗ってですね、きれいにしたものを展示してですね、その場で解説をするというような形で、瓦の説明についてはそんな形で今活用させていただいているんですけども、逆に今資料とかをつくってですね、学校の授業とかの出前授業なんかのところで、近くの橘小学校さんとか、そういったところでは授業のほうでも活用させていただいておりますので、もうちょっとそれを今後広げていけるように今努力しているところでございます。

**【渡邊教育長】**

なかなかこの、瓦一枚とっても奥が深いものだなって今思いましたけど。

それじゃあ、よろしいですか。



では、ただいまの報告事項No.5でございますが、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項No.5は承認いたします。

## 9 議事事項 I

### 議案第24号 川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理について

**【渡邊教育長】**

続きまして、議事事項 I に入ります。

「議案第24号 川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理について」でございます。説明を生涯学習推進課長並びにこども未来局青少年支援室担当課長にお願いいたします。

**【大島生涯学習推進課長】**

それでは、議案第24号につきまして御説明申し上げます。本議案は、指定管理者制度により管理運営を行っております、青少年教育施設の指定管理者制度の継続につきましてお諮りするものでございます。

議案書をごらんください。この度お諮りいたしますのは、「川崎市黒川青少年野外活動センター」でございます。所在地は1に記載しておりますとおり、麻生区黒川313-9、2の次期指定管理期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間、また、3の指定管理の応募方法につきましては公募でございます。

資料、1枚おめくりください。こちらは、青少年教育施設における教育委員会とこども未来局との関係についてお示ししてございます。青少年教育施設の事務につきましては、「教育委員会事務の委任等に関する規則」第2条及び第3条の規定に基づき、こども未来局長に事務委任または補助執行しているところでございまして、上段の表はこれらの条文を表にまとめたものでございます。そのうち、下線を付してございます、指定管理者に関することにつきましては補助執行しておりまして、教育委員会とこども未来局が連携して事務を行っているところでございます。

なお、表の欄外に事務委任と補助執行について簡単にお示しさせていただきましたが、事務委任とは、受任庁が自己の名においてその事務を処理するもの、補助執行とは対外的には本来権限を有する執行機関の名において、その事務を処理するものとされているところでございます。

次のその下側の表につきましては、「教育委員会事務の委任等に関する規則」第3条の第9項第5号の「青少年教育施設に係る指定管理者に関すること」について、その具体的な事務の内容をまとめたものでございます。

表中に網掛けをしておりますが、この度の議案は、こども未来局の総括評価結果を踏まえ、青少年教育施設における指定管理者制度の継続の可否につきまして御審議をいただくものでござ

います。

資料を1枚おめくりください。1ページをごらんいただきますと、本議案の教育委員会への付議について、こども未来局長からの依頼文の写しを添付してございます。

続く2ページ以降につきましては、こども未来局青少年支援室担当課長より御説明をさせていただきます。

#### 【柿森こども未来局青少年支援室担当課長】

それでは、こども未来局青少年支援室担当課長の柿森より、黒川青少年野外活動センターの総括評価につきまして、御説明いたします。

資料の4ページをお開きください。総括評価シートになっておりますけれども、まず1番の「業務概要」につきましては、施設の概要を説明いたします。

黒川青少年野外活動センターは、野外活動体験を通じて青少年の自主性及び協調性を育み、心身の健やかな発達に寄与することを目的として平成3年8月に麻生区黒川に開所した施設でございまして、指定管理者は「特定非営利活動法人 国際自然大学校」でございまして。

2の「評価の視点に基づく事業期間全体の評価」につきましては、まず事業の実施状況でございしますが、一般向けの教室としてダッチオープンを使ったスイーツづくり教室や「アウトドアキッチン」、それから幼児向け自然体験活動「森のようちえん」を実施いたしました。また、アウトドアの指導者養成講座として、ブッシュクラフトと申しまして、自然の素材を利用して、自然の中で生きる知恵を身につけるというキャンプスタイルのことだそうですが、その指導者を養成するブッシュクラフト指導者講座や、バーベキューインストラクター講習会を実施しています。

さらに、地域交流・多世代交流事業として自然体験フェスティバルなど、さまざまな事業を展開した結果、利用者数は平成26年度から平成29年度の4年間の平均でございまして、3万52人となりました。これは指定管理導入前の平成17年度からの対比では、1.98倍、またシートには記載はございませんが、第2期指定管理の5年間の平均からの対比では、2,946人、10.9%の増加となっておりますことから、市民に十分な量及び質のサービスを提供できたものと評価いたしました。

なお、期間中の利用実績につきましては6ページをごらんいただきますと、こちらにございまして、その次の7ページに、20年度以降の評価点と評価ランクの推移を記載してございます。

第3期指定管理期間につきましては、平成28年度がCランクとなっておりますが、その他の年度につきましてはBランクとなっております。

5ページにお戻りください。5ページの上にある、当初の事業目的の達成についてでございまして、青少年体験事業や黒川・里山事業を通して、青少年の自主性及び協調性を育み、心身の健やかな発達に寄与していることから、事業目的を達成しているものと評価いたしました。

次に安全・安心面でございまして、ノウハウを生かしたマニュアルの策定、事例検討、各種研修を通して、職員の資質向上を図り、事故が発生した場合でも迅速かつ適切に対応していたことから、安全・安心面では特に問題はなかったと評価いたしました。

次に、さらなるサービス向上のための課題や改善策といたしましては、引き続き専門性に富んだ職員研修の成果を事業運営に活用するよう努める必要があると考えております。

次に、3、「これまでの事業に対する検証」につきましては、まず所管課による適切なマネジメン

トについてでございますが、所管課で行ったマネジメントは記載したとおりでございますが、年度評価時のヒアリングや事業報告書に基づいたモニタリングなど、機会をとらえて管理運営事業の実施に際しての指導や問題発生時の対応等について適宜指導を行ってまいりましたことから、所管課では適切なマネジメントを行ったものと考えております。

次に制度活用による効果でございますが、まずサービス面につきましては、制度導入前の平成17年度に比べて利用者数が、ほぼ倍増しております。

次にコスト面につきましては、8ページをお開きください。A3の収支状況確認シートがあるかと思っておりますけれども、こちらの右から4番目に、③決算額という欄がございます。こちらをごらんいただければと思います。

指定管理料が2,483万2,337円に利用料金収入等を加えた収入の合計が3,238万3,228円、下にいきますと支出の合計が3,229万8,359円となっており、収支の差額は8万4,869円のプラスでございます。

内容を精査しましたところ、適切に予算を執行し、サービス向上に取り組みながら必要な経費を適正に支出していると評価いたしました。

それではまた5ページ、総括評価シートにお戻りください。3の2、制度活用による効果の欄をごらんください。指定管理料の比較でございますが、平成29年度で2,483万2,000円と、導入前の平成17年度より1.9パーセント縮減となっておりますので、サービス面とコスト面で制度活用による効果はあったと考えております。

次に、当該事業について見直すべき点でございますが、施設設備の老朽化に伴う修繕が発生しており、長寿命化を含めた施設保全が課題となっております。

次に、指定管理者制度以外の制度を活用する余地についてでございますが、指定管理者の持つノウハウにより、さまざまな利用者ニーズに対応することで、サービスの質の向上が図られており、利用者数が大幅に増加している一方、経費については軽減されていること、また、年度評価やモニタリングを通して所管課による適切なマネジメントが行えていることから、民間活用の成果があらわれていると考えており、引き続き指定管理者制度を活用することが適当であると考えております。

4の「今後の事業運営方針について」でございますが、充実した事業展開を行いながら財政負担を軽減する必要があることから、引き続き現状と同様の管理期間で指定管理者による管理・運営を行い、青少年の自主性及び協調性を育み、心身の健やかな発達を図っていくことが望ましいと考えております。

黒川青少年野外活動センターの総括評価の説明は以上でございます。

なお、先日20日に開催されました「こども未来局指定管理者選定評価委員会」において、ただいま御説明いたしましたとおり、引き続き指定管理者制度を活用することが望ましいとの総括評価の結果が出されたため、今後につきましても指定管理期間を5年とし、指定管理者による管理運営を継続することについて提案をさせていただきます。

説明は以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおりの説明をいただきました。何か御質問あるいは御意見等ございましたらお願いし

ます。

**【小原委員】**

よろしいですか。

**【渡邊教育長】**

小原委員どうぞ。

**【小原委員】**

すみません、5ページのところで評価の視点に基づくってやつですね。5ページのところの上のほうで特に安全・安心の面で問題がなかったかというところの、下のほうの評価で、「事故が発生した場合でも、迅速かつ適切に対応しており」という文言があるんですけども、実際の事故、それに対しての対応というのを教えてください。

**【岡本こども未来局青少年支援室担当係長】**

事故と申しまして、そんなに大げさな事故ではなくてですね、野外活動ですので、小さいけがというのはあるかと思いますが、ちょっと正確な件数というのはちょっと今手元にございませんが、救急車を呼ぶような案件が年に数回あるということで、けが人だったり夏場ですと熱中症だったりとかですね、倒れたりということがありますので、応急処置をして救急車を呼んで搬送してもらっているということで、そういった対応を適切に実施しているところでございます。

**【小原委員】**

熱中症で倒れた人はいらっしゃるということですか。

**【柿森こども未来局青少年支援室担当課長】**

例えば、そういうことです。

**【小原委員】**

例えばですね。

上のほうに管理マニュアルを整備していて熱中症計や雷探知機などを導入しているっていうふうになっているので、熱中症計を導入していて熱中症が出るっていうこと自体はちょっとあまりよろしくないような気がしますので、多分熱中症で倒れる人はいないんでしょうね。

**【柿森こども未来局青少年支援室担当課長】**

団体利用で、野外で活動する団体も多いということがありまして、水分補給をするなどですね、各団体、あとこちらの指定管理者としても配慮を行っているところではございますが、どうしても夏場ですとかになりますと、熱中症になる方もいらっしゃいますので、どうしても救急車を呼ぶ必要な事例が生じた場合にはそういう対応も必要になると考えているところでございます。

**【小原委員】**

わかりました。

あともう一つ、A3の収支状況等確認シートのところの、支出の2ですね、人件費の2だと思  
うんですけど、給与規程改訂のためっていうふうに差額の要因が出ているんですけど、給与規程  
改訂っていうのはどのような改訂を指しているのでしょうか。

**【岡本こども未来局青少年支援室担当係長】**

給与規程の改訂についてでございますが、指定管理者の国際自然大学校さんのほうで、以前2  
8年度までは年俸制と言いますか、各職員、いわゆる残業代になる基本給プラス固定額の手当と  
いう、比較的シンプルな給与規程で支給していたところを、時間外手当を実績に応じた、一般  
的な形で諸手当をきちんと実績に応じて支払うという形に、社労士さん等々の指導のもと改訂  
したという結果、こういった形で決算額があらわれているところでございます。

**【小原委員】**

もう一つ教えていただきたいんですけど、バーベキュー検定料の値上げというのは、何が理由  
で値上げなされたのでしょうか。

**【岡本こども未来局青少年支援室担当係長】**

こちらの検定料は、日本のバーベキュー協会というところに支払うバーベキューの検定料で  
ございまして、値上がりの理由というのはちょっと把握していませんが、収入の利用料金収入の2  
番のところでは上がった分が、支出の4番のところでは同じ金額が上がっているというような形にな  
っています。

**【小原委員】**

それは、そのまま協会にということですね。

**【岡本こども未来局青少年支援室担当係長】**

そういうことです。

**【小原委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

今回の議案、指定管理者制度の継続ということで提案されているわけでございますけれども、  
特にそれについては御意見はないということによろしいでしょうか。

**【高橋委員】**

一つだけすみません。29年度の評価シートのほうで、利用者数が少し減っていて、利用団体  
数は増えているんですけども、これは例えば、小規模のイベントが増えたみたいな、何か因果関

係みたいなのってあるんですか。利用者数は減っていて、でも団体数が増えているので、結果として総合評価がCからBに上っているのですが、数では表れない、何か質的な向上みたいなものがあるのかなと思ったので、そこをもう少し御説明いただければと思います。

**【柿森こども未来局青少年支援室担当課長】**

こちらの黒川青少年野外活動センターにつきましては、地域の団体が利用するもので、地域の方が利用する、地域向けに地域交流の一環としてイベントを行っておりまして、地域交流のイベントについて行った中で、人数が多少減っている部分もありますけれども、団体数が伸びているということをお考えますと、この利用人数の減だけをもってして、需要が下がっているわけではないのかなと考えております。

地域の方が地域のボランティアとして参加されて、12月はお餅つきですとか、3月には自然体験フェスティバルというようなもので、地域の方にオープンに対応するようなものになってございますので、これにつきましては昨年度の状況にない活動を行っているというふうにご覧いただいております。

**【高橋委員】**

ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

利用の活性化という点から考えると、人数よりも団体が増えているということ自体が大きく評価されるのかなと、そんな印象を受けますよね。

他の委員さんはよろしいですか。中村委員、どうぞ。

**【中村委員】**

一つ教えていただきたいんですけども。この評価シートにいろいろと載っているんですけども、評価者はどなたですか。

私、他の地域で指定管理の選定委員とかやったことがあるんですけども、外部の人とかも入れて評価をしているんですか、こちらは。

**【岡本こども未来局青少年支援室担当係長】**

最終的な評価者といたしましては、各年度の年度評価につきましては、青少年支援室長、市の職員になります。それで、指定管理期間全体を通した総括評価につきましては、選定評価委員会という外部の委員さんを含めた委員会が評価者となります。

ただし、年度評価につきましても、最終的な評価者は支援室長ではございますが、こども未来局指定管理者選定評価委員会にお諮りした上で決定しているところがございますので、年度評価につきましても、総括評価につきましても外部の委員さんを入れて評価しているところがございます。

**【渡邊教育長】**

よろしいですか。

**【中村委員】**

できましたら、こういう資料のときには、評価委員の名簿とかを載せたほうがいいのかなって  
いうふうに思います。

**【柿森こども未来局青少年支援室担当課長】**

今後配布させていただきます。

**【渡邊教育長】**

それではただいまの議案第24号でございますが、こちら原案のとおり可決してよろしいで  
しょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは異議なしとして、議案第24号は原案のとおり可決いたします。  
どうもありがとうございました。

**【渡邊教育長】**

それでは、傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りし決定したとおり、これからは  
非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍  
聴人の方は御退出くださいますよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

**【渡邊教育長】**

休憩は大丈夫ですか。

**【各委員】**

<了承>

## 10 報告事項Ⅱ

### 報告事項 No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、森庶務課長が説明した。

報告事項 No. 6 は承認された。

## 11 議事事項Ⅱ

### 議案第25号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について

#### 【渡邊教育長】

続いて、議事事項Ⅱに入ります。

「議案第25号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について」でございます。説明を生涯学習推進課長をお願いいたします。

#### 【大島生涯学習推進課長】

それでは、「議案第25号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について」御説明申し上げます。

川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱につきましては、4月24日及び5月8日の教育委員会において御審議をいただいたところでございますが、今回はその後、団体等からの推薦をいただいた委員について御審議をいただくものでございます。

それでは議案書を1枚おめくりいただきまして1ページをごらんください。「青少年教育施設専門部会」でございます。表の左側には新たに委嘱等する委員の選出区分、氏名、現職を記載してございます。

表の右側には4月24日及び5月8日の教育委員会で承認をいただいた委員の氏名等を記載しております。米印を付かせていただいている委員につきましては、5月8日の教育委員会でお諮りをし、それ以外の委員につきましては、4月24日の教育委員会でお諮りしてございます。委嘱の開始時期が異なっておりますが、任期といたしましては同様に平成32年4月30日までの概ね2年間となっております。

次にお配りをしてございます資料、「川崎市社会教育委員及び川崎市社会教育委員会議専門部会委員名簿」をごらんください。これまで、当該委員の委嘱等につきまして教育委員会で御審議をいただきましたが、委嘱状の交付時に漢字の表記の誤りが判明した事案がございまして、今年度お諮りいたしました当該議案書を改めて点検いたしましたところ、複数の委員について氏名や現職等の記載に誤りがございました。こちらが正しい記載の名簿となりますので、この名簿をもちまして、これまでの議案書の新委員の欄を訂正をさせていただきたいと存じます。

大変申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。改めまして、青少年教育施設専門部会委員の委嘱等について、御審議のほどよろしく願いをいたします。



【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。

青少年教育施設専門部会の委員の委嘱等についてということで、この議案がございますが、御質問等ございますでしょうか。

特によろしいようでしたら、ただいまの議案第25号につきまして原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第25号は原案のとおり可決いたします。

## 12 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。

お疲れさまでした。

(15時36分 閉会)